平成２３年（フ）第１１９３号
さいたま市緑区宮本１丁目19番地６　グリーンヒルズ浦和303号
債務者　西川　輝明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４７号
さいたま市北区日進町１丁目494番地３　若林ハイツ305号
債務者　佐々木いずみ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
千葉県香取市佐原イ495番地
債務者　鈴木　幹久
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第４３４２号
大阪市住吉区大領４丁目４番10―503号
債務者　宇根　信幸
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８４号
大阪府茨木市中穂積１丁目５番Ｂ―212号
債務者　木村　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３５号
大阪市平野区瓜破西３丁目10番16―101号
債務者　三輪　智喜
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４４号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目24番13号、前住所大阪府箕面市牧落５丁目14番20号
債務者　原　　俊子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７３号
大阪府高槻市芝生町２丁目10番37号
債務者　大江　　**均**
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７６号
大阪市城東区中央２丁目７番７―706号
債務者　逢坂　浩司
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６８号
大阪府豊中市服部本町５丁目２―３―606、住民票上の住所堺市中区辻之1138番地20　エルディムウエダ203号
債務者　安積　敏光
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７２号
大阪市此花区春日出中１丁目９番13号　ハイツ東邦102、前住所大阪市此花区西九条２丁目15番24号
債務者　森　　一明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９６号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目13番６―502号
債務者　増田　裕二
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９３号
大阪市東淀川区淡路５丁目５番20号　高山マンション303号
債務者　横山　和夫
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２９８号
大阪市住之江区新北島１丁目１番19号　ソフィア新北島205
債務者　中薗　勝次
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３１号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番15―305号、事業所所在地大阪市平野区平野東２―11―２
債務者　わらべこと　串田　丈雄
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３２号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番15―305号
債務者　串田美智子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４１号
大阪府東大阪市吉田３丁目２番25号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４８号
大阪市平野区長吉川辺２丁目３番８号　ヴェルデ80―103号
債務者　谷口　貞明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部